　　　越前市産業人材育成支援事業補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、産業人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、市内企業等の人材育成を支援し、市内産業の振興を図ることを目的とする。

　（補助金の交付）

第２条　市長は、次に掲げる市内企業等（市税に滞納がないものに限る。以下「補助事業者」という。）が、その従業員等（従業員、技能実習生、役員若しくは個人事業者又は構成員をいう。以下同じ。）への人材育成事業に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

　(1) 越前市内に住所を有する企業（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業に限る。）

　(2) 越前市内に住所を有する個人事業者

　(3) 女性創業者（次に掲げるものをいう。）

　　ア　越前市内で創業した女性又は創業を予定している女性

　　イ　女性創業者等グループ（前号に規定する女性３名以上を含むグループをいう。以下同じ。）

２　女性創業者等グループが補助金の交付を受ける場合は、その女性創業者等グループの代表者を補助事業者とする。

　（人材育成事業）

第３条　前条の「人材育成事業」は、それぞれ次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 人材育成講座 | 補助事業者の指揮により、その従業員等が受講する人材育成講座。ただし、次に掲げる公的な機関が実施する講座であって、かつ、受講料及び主催者が指定するテキスト代の合計額から他の助成制度による助成額を差引いた額が、１講座１人当たり１５,０００円以上であるものに限る。  　(1) 公益財団法人　ふくい産業支援センター（中小企業産業大学校）  　(2) 公立大学法人　福井県立大学（短期ビジネス講座に限る。）  　(3) 独立行政法人　中小企業基盤整備機構  　(4) 武生商工会議所  　(5) 越前市商工会  　(6) 独立行政法人　国立高等専門学校機構　福井工業高等専門学校  　(7) 独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部　福井職業能力開発促進センター・生産性向上人材育成支援センター |
| 外国人技能実習生技能検定受験 | 補助事業者の指揮により、その技能実習生が受験する職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）に基づく技能検定学科試験及び実技試験（いずれも３級に限る。外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）に基づく技能実習評価試験は含まないものとする。）。ただし、その試験受験手数料から他の助成制度による助成額を差引いた額が、１試験１人当たり１５,０００円以上であるものに限る。 |
| 外部指導員研修 | 補助事業者の指揮により、その従業員等が受講する研修であって、補助事業者が外部から次に掲げる指導員を招いて行うもの  (1) 公的な機関に所属する者のほか、試験研究機関、教育訓練機関、民間団体又は先進企業等に所属し、研修内容に係る分野の知識・技能に精通した者（当該研修に係る分野の知識又は技能に精通していることが認められる者に限る。）  (2) 技能士（当該外部指導員研修に関する分野の技能検定に係る特級、１級又は単一等級の試験の合格者に限る。）  (3) 補助事業者が所属する組合等から熟練技能（当該研修に係る分野に該当する職種の技能に限る。）を保有している旨の推薦を受けた者  (4) 前３号に掲げるもののほか、指導員として市長が認めた者 |
| ＤＸの推進に関する研修 | (1) 補助事業者の指揮により、その従業員等が受講するデジタルトランスフォーメーション（以下「ＤＸ」という。）の推進に資する研修。ただし、次に掲げる機関が実施する講座であって、かつ、受講料及び主催者が指定するテキスト代の合計額から他の助成制度による助成額を差引いた額が、１講座１人当たり１５,０００円以上であるものに限る。  ア　この条の人材育成講座の項に定める機関  イ　全国の大学  ウ　全国の商工会議所  エ　全国の商工会  オ ＩＴコーディネーター（経済産業省推奨資格）が実施するもの  カ　ＤＸ等に精通した者が実施するもの  (2) 補助事業者の指揮により、その従業員等が受講する研修であって、補助事業者が外部からこの条の表外部指導員研修の項に定める指導員を招いて行うもの |
| 女性創業者等グループ研修 | 女性創業者等グループが主催する次に掲げる事業  (1) 講座の開催  (2) 自己研修会等の集会の開催  (3) 県外の創業者団体との交流 |

　（補助対象経費等）

第４条　補助金の補助対象経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

　(1) 人材育成講座　受講料及び主催者が指定するテキスト代（これらの費用に係る他の助成制度の適用を受ける場合にあっては、これらの費用の額からその助成額を控除した額）

　(2) 外国人技能実習生技能検定受験　学科試験受験手数料及び実技試験受験手数料（この費用に係る他の助成制度の適用を受ける場合にあっては、この費用の額からその助成額を控除した額）

　(3) 外部指導員研修　補助事業者が支払うべき外部指導員招聘旅費（切符等の現物給付費を含む。）及び指導費（外部指導員に謝礼として支払うときは、謝金）

　(4)ＤＸの推進に関する研修

　　ア　講座の受講　受講料、及び主催者が指定するテキスト代（これらの費用に係る他の助成制度の適用を受ける場合にあっては、これらの費用の額からその助成額を控除した額）、及び交通費（県外での受講の場合のみ。ただし、レンタカー代、ガソリン代等及びグリーン車等の特別料金は補助対象外）

　　イ　外部指導員招聘　補助事業者が支払うべき外部指導員招聘旅費（切符等の現物給付費を含む。）及び指導費（外部指導員に謝礼として支払うときは、謝金）

　(5) 女性創業者等グループ研修　次に掲げる費用

　　ア　講座の開催　外部講師招聘旅費（切符等の現物給付費を含む。）及び指導費（外部講師指導員に謝礼として支払うときは、謝金）、印刷費並びに会場使用料

　　イ　自己研修会等の集会の開催　印刷費及び会場使用料

　　ウ　県外の創業者団体との交流　交通費及び会場使用料

２　補助金の補助率及び限度額は、次のとおりとする。

　(1) 補助率　補助対象経費（消費税等相当額を除いた額）の２分の１以内（女性創業者等グループ研修は、１０分の１０以内）（千円未満切捨て）

　(2) 限度額　１補助事業者について１年度当たり１０万円以内

　（補助金の交付の申請）

第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、人材育成事業を行う前に、越前市産業人材育成支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1) 実施計画書

　(2) 収支予算書

　(3) パンフレット等の事業の内容が分かるもの（女性創業者等グループ研修を除く。）

　(4) 女性創業者等グループの会則、申請年度の前年度の総会資料、申請年度の総会資料又は総会資料案（予算書、活動予定書及びその前年度に係る活動報告書）及び構成員名簿（女性創業者等グループの場合に限る。）

　(5) 申請者の市税に滞納なしの納税証明書（市長が市税等の納付状況を確認することに同意したときを除く。）

　（補助事業の軽微な変更）

第６条　人材育成講座又は外国人技能実習生技能検定受験に係る当該受講者又は当該受験者の欠席を原因として、当該補助事業の内容及び経費の変更が生じたときは、その変更は、軽微な変更とする。

　（実績報告）

第７条　補助事業者は、当該人材育成事業が完了したときは、速やかに、越前市産業人材育成支援事業補助金等実績報告書（様式第２号）及び収支決算書並びに次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1) 人材育成講座の場合は、修了証その他の従業員等が人材育成講座の受講を修了したことを証明するもの及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類

　(2) 外国人技能実習生技能検定受験の場合は、外国人技能実習生が受験したことが分かる書類及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類

　(3) 外部指導員研修の場合は、従業員等が外部指導員研修の受講を修了したことが分かる書類及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類

(4) ＤＸの推進に関する研修の場合は、第１号又は第３号に準じる。

　(5) 女性創業者等グループ研修の場合は、女性創業者等グループ研修を実施したことが分かる書類及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類

　（委任）

第８条　越前市補助金等交付規則（平成１７年越前市規則第５０号）及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。

　　　附　則

　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２２年３月３１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２５年３月３１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、平成２８年３月３１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３１年３月３１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

　　　年　　月　　日

　　越前市長　殿

　　申請者　住所

　　　氏名（名称及び代表者）

越前市産業人材育成支援事業補助金交付申請書

　　　　　年度において、次のとおり越前市産業人材育成支援事業に要する経費に充てるため、越前市産業人材育成支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、補助金等を交付されるよう申請します。

　また、この交付申請に当たり、当社（法人格がない場合は事業主）の市税等の納付状況を市長が確認することに同意します。

　1　補助事業等の名称　　　　越前市産業人材育成支援事業

　2　補助金等交付申請額　　　金　　　　　　　　円

（収支予算書で計算した補助金の額と同じ額）

　3　補助事業等の目的及び内容

　4　補助事業等の着手及び完了予定年月日

　　　　　　　着手　　　　　　　年　　月　　日

完了予定　　　　　　　年　　月　　日

　5　添付書類

　　(1)　実施計画書

　　(2)　収支予算書

　　(3)　パンフレット等の事業の内容が分かるもの（女性創業者等グループ研修を除く。）

(4)　女性創業者等グループの会則、申請年度の前年度の総会資料、申請年度の総会資料又は総会資料案（予算書、活動予定書及びその前年度に係る活動報告書）及び構成員名簿（女性創業者等グループの場合に限る。）

　　(5)　申請者の市税に滞納なしの納税証明書（上記により市税納付状況確認の同意をするときは、不要）

収支予算書

収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　額（円） | 資金調達先 |
| 自己資金 | 円 |  |
| 補助金 | 千円未満切捨て  ，０００円 | （支出小計Ａ÷１．１０＋支出小計Ｂ）÷２＋支出小計Ｃ  　※補助金上限 １補助事業者ついて１年度当たり１０万円 |
| その他 | 円 |  |
| 収入合計 | 円 | 支出合計と同じ額 |

※下記の「支出の部」を記入してから、「収入の部」を記入してください。

支出の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 金　額（円） | 積算根拠等 |
| 消費税等課税の  ①人材育成講座  ②外国人技能実習生技能検定受験  ③外部指導員研修  ④ＤＸの推進に関する研修 | 受　講　料 | 税込  円 |  |
| テキスト代 | 税込  円 |  |
| 試験料 | 税込  円 | 外国人技能実習生技能検定（３級）受験のみ 技能実習評価試験は含まれません。 |
| 交通費 | 税込  円 | 外部指導員研修、ＤＸの推進に関する研修（県外での受講又は外部指導員研修の場合）のみ |
| 宿泊費 | 税込  円 | 外部指導員研修、ＤＸの推進に関する研修（外部指導員研修）のみ |
| その他 | 税込  円 |  |
| 支出小計Ａ | | 円 | 上記の合計額 |
| 消費税等非課税の  ①人材育成講座  ②外国人技能実習生技能検定受験  ③外部指導員研修  ④ＤＸの推進に関する研修 | 謝金等 | 円 | 外部指導員研修、ＤＸの推進に関する研修（外部指導員研修）のみ |
| その他 | 円 |  |
| 支出小計Ｂ | | 円 | 上記の合計額 |
| 女性創業者等グループ研修 | 別紙明細 | 円 | 消費税相当額を除いた額 |
| 支出小計Ｃ | | 円 |  |
| 支出合計 | | 円 | 支出小計Ａ＋支出小計Ｂ＋支出小計Ｃ |

様式第２号(第７条関係)

　　年　　月　　日

越前市長　殿

申請者　住所

　　　　　　　氏名（名称及び代表者）

越前市産業人材育成支援事業補助金等実績報告書

　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号にて交付決定を受けた　　年度越前市産業人材育成支援事業について、その事業が完了したので、越前市産業人材育成支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

　1　補助事業等の名称　　　　　越前市産業人材育成支援事業

　2　補助事業等の完了年月日　　　　　年　　月　　日

　3　補助事業等の交付決定額　　金　　　　　　　　　円

　4　添付書類

　　(1)　収支決算書

　　(2) 次に掲げる書類のうち該当するもの

・人材育成講座

修了証その他の従業員等が人材育成講座の受講を修了したことを証明するもの及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類

・外国人技能実習生技能検定受験

外国人技能実習生が受験したことが分かる書類及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類

・外部指導員研修

従業員等が外部指導員研修の受講を修了したことが分かる書類及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類

　　　・ＤＸの推進に関する研修

修了証その他の従業員等がＤＸの推進に資する講座の受講を修了したことを証明するもの又は従業員等が外部指導員研修の受講を修了したことが分かる書類及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類

・女性創業者等グループ研修

女性創業者等グループ研修を実施したことが分かる書類及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類

収支決算書

収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　額（円） | 資金調達先 |
| 自己資金 | 円 |  |
| 補助金 | 千円未満切捨て  ，０００円 | （支出小計Ａ÷１．１０＋支出小計Ｂ）÷２  ＋支出小計Ｃ  　※補助金上限 １補助事業者ついて１年度当たり１０万円 |
| その他 | 円 |  |
| 収入合計 | 円 | 支出合計と同じ額 |

※下記の「支出の部」を記入してから、「収入の部」を記入してください。

支出の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 金　額（円） | 積算根拠等 |
| 消費税等課税の  ①人材育成講座  ②外国人技能実習生技能検定受験  ③外部指導員研修  ④ＤＸの推進に関する研修 | 受　講　料 | 税込  円 |  |
| テキスト代 | 税込  円 |  |
| 試験料 | 税込  円 | 外国人技能実習生技能検定受験のみ |
| 交通費 | 税込  円 | 外部指導員研修、ＤＸの推進に関する研修（県外での受講又は外部指導員研修の場合）のみ |
| 宿泊費 | 税込  円 | 外部指導員研修、ＤＸの推進に関する研修（外部指導員研修）のみ |
| その他 | 税込  円 |  |
| 支出小計Ａ | | 円 | 上記の合計額 |
| 消費税等非課税の  ①人材育成講座  ②外国人技能実習生技能検定受験  ③外部指導員研修  ④ＤＸの推進に関する研修 | 謝金等 | 円 | 外部指導員研修、ＤＸの推進に関する研修（外部指導員研修）のみ |
| その他 | 円 |  |
| 支出小計Ｂ | | 円 | 上記の合計額 |
| 女性創業者等グループ研修 | 別紙明細 | 円 | 消費税相当額を除いた額 |
| 支出小計Ｃ | | 円 |  |
| 支出合計 | | 円 | 支出小計Ａ＋支出小計Ｂ＋支出小計Ｃ |